

中国、関税引き下げで輸入増加へ

◆アリババの「独身の日」の販売額は2兆8,800億円

2017年の11月11日の「双十一」、いわゆる「独身の日」の一日のアリババの取引金額は、約1,683億元（約2兆8,800億円）となり前年比39%の増加となった。1が4つ並ぶことから11月11日は光棍節（独身の日）と称されるようになり、09年からはアリババがネットで買物をする日に設定し、大規模な販促イベントを継続してきた。既に中国国内では年に1度の恒例行事となり、通販第2位の京東もほぼ同時期の11月1日～11日の期間に販促イベントを行い、この期間に1,271億元（約2兆1,700億円）を売り上げたと発表した。

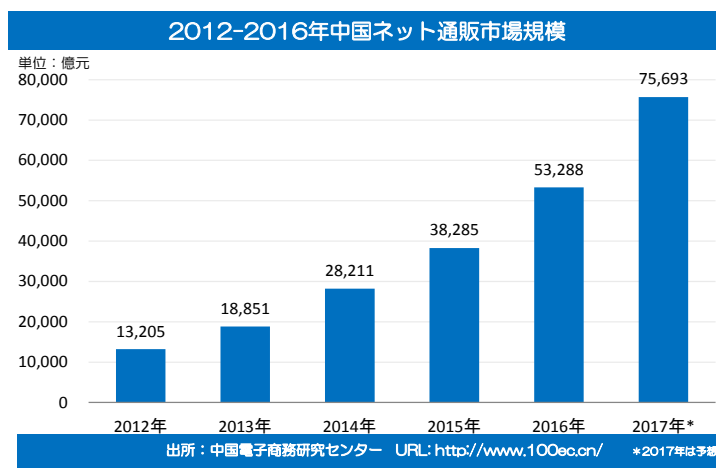
中国電子商務研究センター（CECRC）の資料によると、中国のネット通販の市場規模は16年に5兆3,288億元（約91兆1,900億円）と15年の3兆8,285億元から39.1%増加し、17年には7兆5,693億元に達するとしている。（グラフ参照）

この巨大なイベントは、すでに日本にも影響を及ぼして

おり、日本国内でイオングループなどが双十一にあわせて11月11日にセールを行っている。また多くの日本企業も双十一のイベントに中国で直接参加している。アパレル分野での「ユニクロ」、家電の「シャープ」、化粧品の「資生堂」、トイレタリーでは「ユニ・チャーム」など、有力企業が参加している。これらの企業はアリババの天猫にサイトを開き、「越境EC」などの取引形態を通じて「メイド・バイ・ジャパン」の商品を販売している。

◆拡大を続ける中国越境EC市場

いわゆる越境ECとは、アリババなどの中国のネット通販プラットフォームを通じて、海外から直接中国の消費者へ商品を販売する電子商取引のことをいう。ま

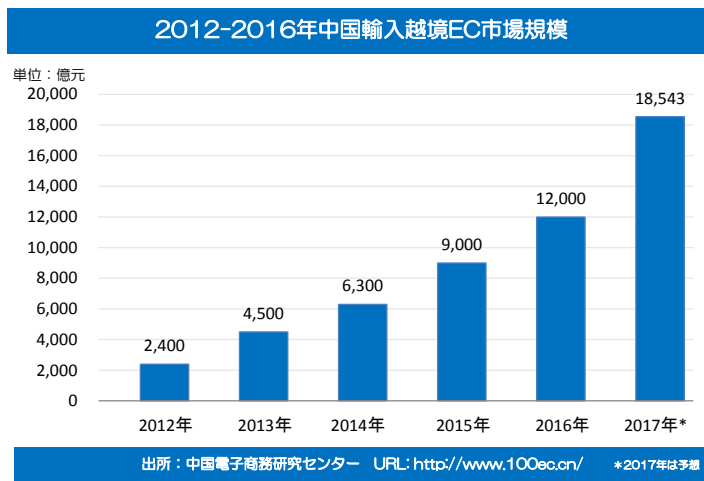


た越境ECには一旦保税区内に商品を保管し、そこから消費者に発送する「保税モデル」と海外から商品を直送する「直送モデル」の2つがある。

16年4月8日より、越境ECの税率が改定され、1件あたりの取引額が2,000元以下でかつ個人の年間累計取引額が2万元以下の場合は、関税率を0%としたうえで輸入増徴税・消費税（それぞれ品目で異なる）を正規の70%徴収することとし、一方1件あたり2,000元もしくは

は年間で2万元を超える場合は、一般貿易輸入貨物扱いとして関税、増徴税、消費税がフルに徴収されることとなった。これにより、個人の持ち込み手荷物や個人の郵送品に適用される税率

の低い「行郵税」のメリットが薄れ、いわゆる「爆買い」が消えたのは周知の通りである。その一方でグラフのように越境EC（輸入）という形態での取引は増加している。



◆一般貿易の関税率も引き下げ、自由貿易を推進

中国財務省は17年11月24日、家電や日用品、食料品など187品目の関税を同12月1日から引き下げると発表した。これにより平均税率が17.3%から7.7%にまで下がることになり、輸入品に対する消費支出の増加につながるものと期待される。爆買いで有名になった温水便座は32%から10%へ、紙おむつは7.5%から0%、乳幼児向けの粉ミルクの一部は20%から0%、魔法瓶も24%から8%へ税率が引き下げられることになる。日本からの土産物として人気のあった商品の関税率が大幅に引き下げられており、商流に影響を及ぼすことになりそうだ。また1件あたりの取引額が2,000元を超えたり、個人の年間累計取引額が2万元を超えるようなケースに適用される一般貿易扱いの関税が引き下げられるため、越境ECの枠内に収まらなかった商品の取引量が増えるなど、ビジネスチャンスが生じるものと期待される。

【森山博之】